

未熟児養育医療給付制度のご案内

【養育医療とは・・・】

生まれた時の体重が2,000g以下などで医師が入院して養育することが必要と認めたお子さんが、指定医療機関で入院し医療を受ける場合に医療費(保険診療分)を国・県・市が助成します。所得に応じて自己負担金が必要となりますが、その負担金は市町村の乳児医療から助成されます。(所得の高い方については、一部例外があります)

【対象となる医療の範囲、保護者負担】

指定養育医療機関における入院治療費等の健康保険適用後の自己負担分及び、入院時食事療養費標準負担額が対象となります。

養育医療給付には保護者負担があり、負担額は世帯の所得によって決定しますが、養育医療券を医療機関に提示すると、この保護者負担分は関市の乳幼児医療助成対象として、保護者の代わりに関市が負担します。おむつ代や差額ベッド代などの保険適用外の費用は給付の対象になりません。

【申請及び手続き】

未熟児養育医療給付を受けるためには申請が必要です。関市役所福祉政策課へ必要書類を提出してください。下記①～④の様式は関市ホームページからダウンロードもできます。(市役所窓口でもお渡ししています。)

申請受理後、審査を行い、給付が決定した方に養育医療券を郵送します。

【申請に必要な書類】※2人以上の申請をする場合、①、②は、お子さんそれぞれにご用意ください。

①養育医療給付申請書	<ul style="list-style-type: none">・保護者の方がご記入願います。・治療開始(誕生日)からすみやかに申請してください。・申請者と本人(お子さん)の個人番号の記載が必要です。
②養育医療意見書	<ul style="list-style-type: none">・病院で主治医に記入してもらってください。
③世帯調書	<ul style="list-style-type: none">・別居(単身赴任等)の保護者も含め、<u>同一生計の方全員</u>を記入してください。・記載事項の確認および税務担当課へ所得税等を確認させていただくことについて、申請者の署名をお願いします。・世帯調書には個人番号の記載が必要です。
④同意書	<ul style="list-style-type: none">・世帯調書に記載されている方の所得税等を税務担当課へ確認をさせていただきますので、それぞれ署名をお願いします。
⑤お子さんの健康保険証	<ul style="list-style-type: none">・加入手続き中の方は、加入予定の被保険者の健康保険証・お子さんが生まれてから養育医療を申請するまでの間に加入する健康保険が変わった方は、変更前の保険証の記号番号等が分かるものも必要となります。
※1月2日以降に関市に転入された方のみ。	
⑥所得・課税証明書	<ul style="list-style-type: none">・申請時点で発行される<u>最新年度</u>のものがが必要です。・1月1日に住所のあった市町村で交付を受けてください。

<提出先・お問い合わせ先>※平日 8:30~17:15
関市役所福祉政策課 福祉医療係
TEL 0575-23-7735 (直通)